

【資料1】

おもてなし産業魅力向上支援事業
(店舗改装・設備導入)

事業概要説明

令和3年4月

 Fukui Industrial Support Center
公益財団法人 ふくい産業支援センター

目次

1. 概要
2. 助成事業対象者
3. 助成事業対象経費
4. 助成率・助成対象期間
5. 募集スケジュール
6. 採択基準
7. 今後のスケジュール
8. 問い合わせ先

1. 概要

北陸新幹線県内開業などに向けた観光客の受入れ態勢整備のために、**中小企業者が行う事業用建物の増築・改装および設備導入等を行う事業**に対する補助金制度。

対象者 : 中小企業者、企業組合
特定非営利活動法人

対象経費 : **事業用建物の増築・改装および設備導入等を行う経費**

助成率 : 2/3以内(上限300万円)

募集期間 : **4/7(水)～5/17(月)**

2. 助成事業対象者 (1/2)

助成対象者は次に掲げる事項の**すべてを満たす**ことが必要です。

- ① 福井県内に主たる事業所を有する中小企業者、企業組合
特定非営利活動法人

※みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者は除く

- ② 創業から1年以上を経過しており、主に観光客に対して、商品、
サービスを提供する者

- ③ 観光客向けに商品の製造・加工・販売、サービス等の供給体制
の強化・拡大を行う者、または新たに産業観光に取り組む者

- ④ 助成金交付事業により、観光客の満足度向上が見込まれると
商工団体等が認める者

- ⑤ 商工団体等と連携して今後5年間の事業計画書(様式第1)を
策定し、事業を継続する意欲がある者

- ⑥ 「おもてなし宣言291」を登録または申請し登録見込みである者
(事業計画書に登録申込書を添付する)

助成事業対象者(2/2)

過去3年間に下記の県産業労働部関係補助金等を受けた方は、対象外となります。

- ・おもてなし産業魅力向上支援事業助成金
- ・おもてなし商業エリア創出事業【ハード整備等】(個店改修支援分)補助金
- ・ふくいの老舗企業チャレンジ応援事業助成金
- ・ふくいの老舗逸品承継発展事業助成金
- ・ふるさと企業経営承継円滑化事業(事業改善型・事業創継・再編統合型)助成金
- ・ふくいの逸品創造ファンド助成金
- ・新分野展開スタートアップ支援事業助成金
- ・創業支援事業助成金
- ・繊維企業連携新素材開発等支援事業補助金
- ・将来のふくいを牽引する技術開発支援事業補助金
- ・産学官金連携技術革新推進事業補助金
- ・U・Iターン移住創業支援事業助成金

中小企業者とは

中小企業基本法第2条に規定する**中小企業**、**小規模事業者**をいいます。
下記の資本金の額や従業員数のいずれかを満たしたものです。

業種分類	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
サービス業 (宿泊業、飲食サービス業等)	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下

「みなし大企業」とは

- ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

観光客、産業観光の定義

「観光客」とは……

余暇、ビジネス、その他の目的のため、日常生活圏を離れ、継続して1年を超えない期間の旅行をし、また、滞在する人々のことを言います。

⇒ 一般的な観光客の定義です。

「産業観光」とは……

産業製品および工場、工房などを観光資源とし、それらを通じてものづくりの心にふれるとともに、人的交流を促進する観光活動のことを言います。

3. 助成対象経費 (1/4)

事業実施のために必要となる経費となりますが、以下の
①～③の条件をすべて満たすものを対象とします。

- ① 事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費
※交付決定日： 採択された後に発行される「交付決定通知書」の日付
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
※証拠書類： 見積書や発注書(契約書)、納品書、請求書、領収書など

助成対象経費(2/4)

経費区分		内 容
事業用建物の 増築・改装費	建物増築費	事業用建物の増築に要する経費 (デザイン料等の設計に要する経費を含む)
	建物修繕費	事業用建物の改築・改装に要する経費 (デザイン料等の設計に要する経費を含む)
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付、修繕又は 借用に要する経費

※建物修繕(例):小売店舗の内外観の改装、旅館や料亭の客室・ロビーの改装など

※建物増築とは、既存建物の床面積を増やすことをいいます

※構築物とは、看板や広告塔、塀などをいいます

助成対象経費 (3/4)

経費区分		内 容
設備導入費	機械装置費	機械装置の購入、製造、改良、据付、修繕又は借用(リース、レンタル)に要する経費
		ICクレジットカードおよび電子マネーの決済端末機の整備に要する経費(インターネット環境の整備費を含む)
建物改装 設備導入に 付帯する 経費	工具・器具・備品費	工具・器具・備品の購入、据付又は借用(リース、レンタル)に要する経費
	広報費	印刷物作成費、広告媒体の活用等の助成事業に要する経費
	その他	支援センターが助成事業に必要と認める経費

- ※ 設備の更新(入れ替え)の場合は、生産能力の向上が認められるものに限りです。
- ※ リース、レンタルの場合は、助成事業期間中に支払われた経費が対象となります

助成対象経費 (4/4)

[助成対象にならない経費]

- ・ICクレジットカード等の**基本料、初回登録料、保守経費**、運営経費に要する経費、振込手数料
- ・グループの各企業の間取引にかかる費用
- ・事務所の改修、物置の設置、防犯用カメラの設置など、**観光客向けの商品製造・販売、サービス提供等以外の内部管理に係る設備となるもの**
- ・**諸経費**など内容が不明瞭な経費、**運搬費**(ただし据付費は対象)
- ・謝金、給排水工事(据付工事を除く)、不動産の購入費、家賃、保証金、敷金、保険料、公租公課(消費税および地方消費税額を含む)
- ・飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・**直接売上や利益につながる費用**(ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。)
- ・フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟金、契約金等
- ・**他の国、県、市町の補助金**により、補助対象となっているもの
- ・その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条に定める営業内容等)

4. 助成率・助成対象期間

助 成 率	助成限度額	助成対象期間
対象経費の 3分の2以内	300万円 以内	交付決定の日より 2022年1月31日まで

- ※ 採択の状況により、助成限度額が減額になる場合があります。
- ※ 助成対象期間は最長2022年1月31日までであり、それ以前でも可
- ※ 助成金の交付は、事業完了日の約1ヵ月～1ヵ月半後となります。
助成事業期間中は自己資金や借入金等で必要な資金を調達する
必要があります。

応募方法

- 事業計画の作成から提出の流れ

① 商工会議所、商工会等に相談



② 様式に従って作成

(商工団体の意見書等関係書類をそろえる)



③ ふくい産業支援センターに提出

※応募様式は、ふくい産業支援センターホームページから

ダウンロードできます 【おもてなし産業魅力向上支援事業(店舗改装・設備導入)】

5. 募集スケジュール

(1) 募集期間

2021年4月7日(水)～5月17日(月)

[17:00まで 当日必着]

(2) 提出方法

事務局へ郵便又は宅配便

(3) 提出先

(公財)ふくい産業支援センター 経営支援部

6. 採択基準

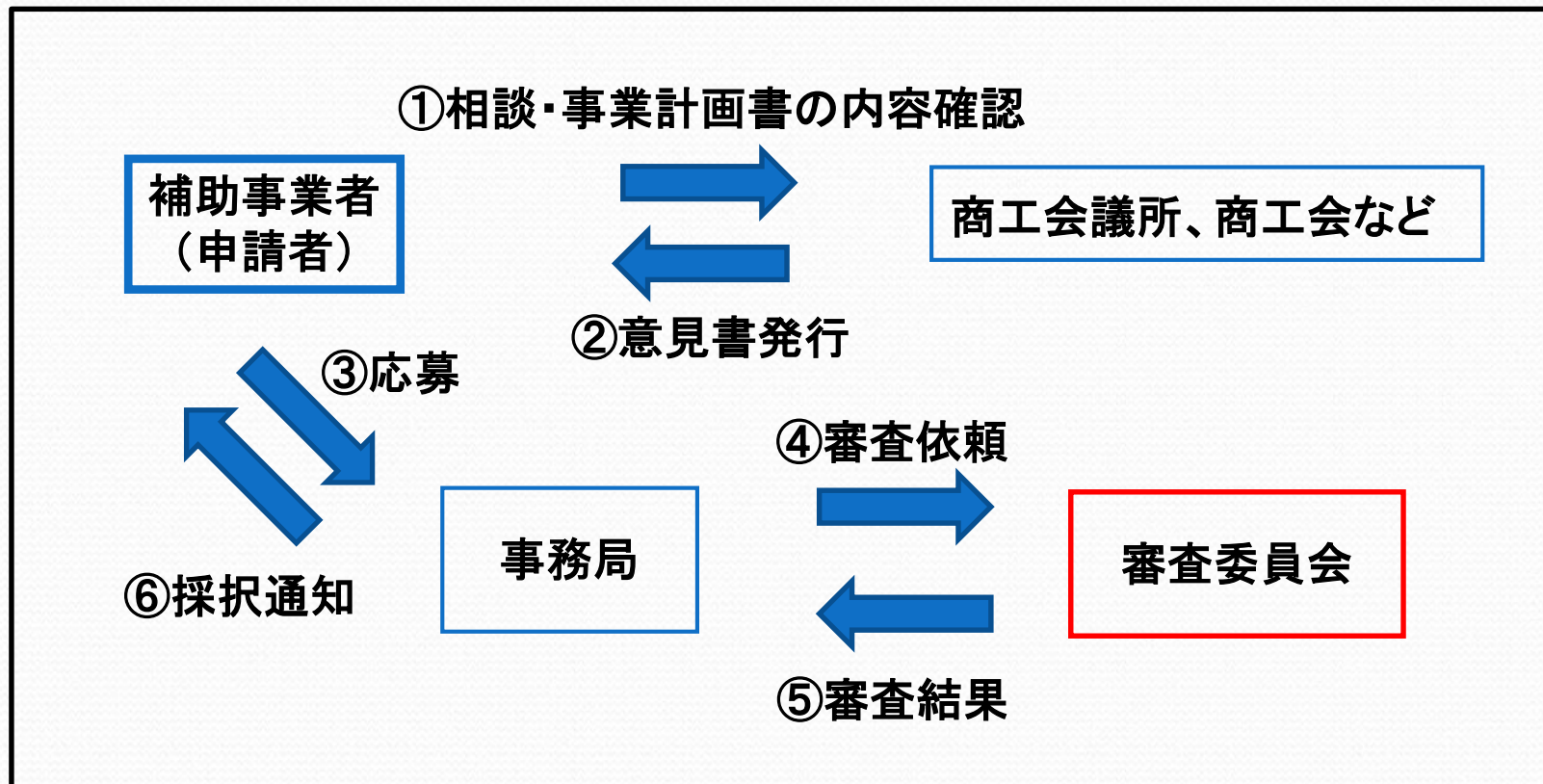
次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択します

- ① 観光客の満足度向上が見込まれること
- ② 福井県高速交通開通アクション・プログラム等のプロジェクトの実現に関連性や誘客効果が見込まれること
- ③ 地域経済への波及効果が見込まれること

※審査委員会で計画書の内容を審査します。上記に掲げる条件のほか、計画内容が適切かつ十分な成果を期待し得る事業であるかなども考慮されます。

※キャッシュレス決済に取り組む事業者・**新型コロナウイルスによる売上等に影響を受けている事業者・事業継続計画(BCP)策定している事業者**については審査において加点する予定です。

採択先の決定方法



審査委員会を開催し(6月予定)、事業計画の内容を**審査**により採択先を決定します。

7. 今後のスケジュール

時 期	項 目
4/7～5/17	募集期間
6月中旬(予定)	審査委員会
6～7月中旬(予定)	採択・交付決定
6～7月中旬(予定)	事業スタート

注意点

- ※採択の時期については、前後する可能性があります。
- ※交付決定日以降、補助対象とする工事等の契約・発注が可能となります。
- ※助成金の支払いは補助期間終了後の精算払いとなります。

8. 問い合わせ先

お問い合わせ・ご相談は以下まで
お気軽にご連絡ください。

(公財) ふくい産業支援センター
経営支援部

〒910-0296

坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

(福井県産業情報センタービル内)

TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7419

URL <https://www.fisc.jp>

